平成２３年（フ）第４７３号
鹿児島県鹿児島市城山１丁目７番65号　城山Ｎビル110号
債務者　木ノ下貴志
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４８２号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目１番７号　田上ロイヤルハイム203号
債務者　原　　佑樹
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５２４号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町25―20瀬下アパート101号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市高麗町９番27―405号
債務者　野田　宇洋
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５３３号
鹿児島県鹿児島市喜入町7306番地15
債務者　上野絵美理
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４０９号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1172番地22　パナハイツ八幡201号
債務者　双畑　　学
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４３６号
盛岡市青山４丁目47番24号　ハイツ青山201号、旧住所盛岡市青山２丁目13番７号
債務者　近江　孝雄
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１８９号
福島県郡山市安積町荒井字柴宮山27番地の102
債務者　松岡　秀子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
福島県白河市白坂三輪台276番地８
債務者　粂井　健司
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第４９８号
神戸市兵庫区羽坂通３丁目５番20―1203号、従前の住所神戸市兵庫区羽坂通３丁目７番３号
債務者　杉野　壮宏
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０９１号
神戸市長田区神楽町４丁目７番４号
債務者　松山　茂弘
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１５０号
神戸市長田区片山町４丁目２番71号　片山ハイツＡ－１
債務者　荒井弘緒こと　朴　　賛景
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４５号
大分県別府市石垣東２丁目９番21号　昭和ビル406号、住民票上の住所大分県別府市大字鶴見2733番地の１の２　ハピネス馬場101号
債務者　岡崎　照美（旧姓阿野）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４４６号
大分県別府市石垣東２丁目９番21号　昭和ビル406号、住民票上の住所大分県別府市大字鶴見2733番地の１の２　ハピネス馬場101号
債務者　岡崎　良江（旧姓阿野）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６６号
鹿児島県垂水市高城662番地
債務者　前田　秀一
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
北海道苫小牧市しらかば町６丁目３番16号アスティしらかば105
債務者　伊藤　公一
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２１８号
福島市笹谷字清水18番地の７　ぷちあつみ笹谷202、従前の住所福島市南矢野目字道上30番地の５　レオパレス道上Ａ107
債務者　菊地　浩昭
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福島地方裁判所